明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

四　その他の交通費	その支払を証明するに足る資料
五　宿泊費	その支払を証明するに足る資料 第十三条第二項各号又は第三項各号のいずれかに該当することを証明するに足る資料（令第九条ただし書に該当する場合に限る。以下この表において同じ。）
六　包括宿泊費	その支払を証明するに足る資料 その移動に係る交通費の内容を証明するに足る資料
七　転居費	その支払を証明するに足る資料 転居を証明する資料 同居する家族であることを証明する資料（家族の転居に要する費用を含む場合に限る。） 令第十四条第一項第二号イ又はロに規定する許可を証明するに足る資料（同号イ又はロに規定する場合に該当するときに限る。） 令第十四条第二項に規定する延長の許可を証明するに足る資料（同項に該当する場合に限る。）
八　着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）	その支払を証明するに足る資料 第十三条第二項各号又は第三項各号のいずれかに該当することを証明するに足る資料
九　家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）	その支払を証明するに足る資料 移転を証明する資料 同居する家族であることを証明する資料 第十三条第二項各号又は第三項各号のいずれかに該当することを証明するに足る資料 令第十四条第一項第二号イ、ロ、ハ又はニに規定する許可を証明するに足る資料（同号イ、ロ、ハ又はニに規定する場合に該当するときに限る。）
十　渡航雑費	その支払を証明するに足る資料
十一　令第十七条に規定する旅費	請求する種目に相当するものに応じた第一号から前号までに掲げる資料 退職等の事由を証明する資料

泊の場合における日当又は法第二十一条第二項（法第三十五条第四項において準用する場合を含む。）に規定する宿泊料	その支払を証明するに足る資料
八　法第二十二条又は法第三十五条第三項に規定する食卓料	職員の移転、扶養親族であること及びその移転を証明する資料の外、法第二十三条第三項の規定に該当する場合にはその期間延長の許可を証明するに足る資料、法第三十六条第三項の規定に該当する場合には、その移転の許可を証明するに足る資料
九　法第二十三条又は法第三十六条に規定する移転料	その支払を証明するに足る資料 扶養親族であること並びにその年齢及び移転を証明する資料の外、第三十八条第一項第二号の規定に該当する場合には、その移転の許可を証明するに足る資料
十　法第三十九条の二に規定する旅費	外国在勤地において又は旅行中に退職等となつたこと、退職等の事由、退職等を知つた日にいた地及び所定の期間内に帰住又は退職等に伴う旅行をしたことを証明する資料
十一　法第二十五条又は法第三十八条に規定する扶養親族移転料	職員の死亡、遺族であること及びその帰住を証明する資料 法の規定に該当することを証明する資料
十二　法第二十九条又は法第四十四条に規定する旅費	前各号に掲げるものの外、毎日の行程、宿泊地名及び宿泊施設名、搭乗した列車、船舶又は航空機の路線名及びそれらの発着時刻等を記載又は記録した旅行日記
十三　法第三十条第四項又は法第四十五条に規定する旅費	公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する資料
十四　法第四十七条第一項に規定する旅費	第一の六に掲げる資料
十五　外国旅行の旅費	職員又は配偶者の死亡、その死亡地及び遺族であることを証明する資料

第二　第七条第一項第二号に規定する旅費請求書に添附すべき資料	
一　法第二十七条第二号（法第四十二条において準用する場合を含む。）に規定する宿泊料	第一の六に掲げる資料
二　法第二十七条第三号（法第四十二条において準用する場合を含む。）に規定する船賃、車賃	第一の六に掲げる資料
第三　第七条第一項第三号に規定する旅費請求書に添附すべき資料	
法第四十一条の規定による協議の内容を確認するに足る資料の写	
第四　第七条第一項第四号に規定する旅費請求書に添附すべき資料	